

## 宿毛市教育委員会共催及び後援事業承認事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宿毛市教育委員会が共催又は後援する事業に係る承認事務の適正な取扱いを図るためその承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が行政運営上の見地から官民協働の連携協調を推進するため、事業の企画、運営に参画し、また経費の一部負担など当該事業について責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 教育、芸術、スポーツの振興などに貢献するため、事業の実施について賛同することをいう。

### (名義)

第3条 市教育委員会が行う事業の共催又は後援の名義は、宿毛市教育委員会とする。

### (承認基準)

第4条 共催の承認基準は別表第1に、後援の承認基準は別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上の見地から教育長が特に必要があると認めるものについては、共催又は後援の承認をすることができるものとする。

### (申請手続)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式又は次の事項を記載した書面（以下「申請書」という。）を事業開催14日前までに、教育長に提出するものとする。

- (1) 事業の名称
  - (2) 開催日時（期間）及び開催場所
  - (3) 事業の目的及び内容（講演会にあっては、講師、講演内容等も記入する。）
  - (4) 主催者の名称
  - (5) 他の共催者及び後援者（予定者を含む。）
  - (6) 入場料、参加費等の徴収
  - (7) 参加対象者及び参加見込者数
  - (8) 連絡責任者と電話番号
  - (9) 教育委員会に求める具体的な援助内容
  - (10) その他参考事項
- 2 教育長は、記載内容に不備等が認められる場合は、申請書の受理を行わないことができるものとする。

### (決定)

第6条 前条第1項の規定による申請があった場合は、主管課において、その内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による承認通知書により、また、承認できないときはその旨を、教育長の決裁を受け当該申請者に通知するものとする。

### (事業計画の変更等)

第7条 申請者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について届け出なければならない。

### (事業の完了報告)

第8条 申請者は、事業完了後1月以内に第5条第1項各号に掲げる事項に係る結果を記載した書面を別記第3号様式により、教育長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなつたと認められるときその他共催又は後援することが不適當となつたと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消しについては、第6条の規定を準用する。

(無断使用)

第10条 共催又は後援の承認の経路を経ずに、第3条に規定する名義を無断使用した場合(承認前に既に印刷し、公表した場合を含む。)は、警告書を出すものとする。

(雑則)

第11条 前条の無断使用の場合並びに申請者が事実と異なる申請を行った場合及び第8条の規定に定める書面を提出していない場合は、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

共催事業の承認基準

主催者についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びにその連合体</li> <li>2 新聞社、放送局等報道機関</li> <li>3 公益法人その他教育、芸術、文化又はスポーツの向上普及に寄与する事業を行う団体（宗教団体又は政治団体を除く。）で、活動内容が明確な団体</li> </ol>
事業内容についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市教育委員会の教育行政の運営方針及び公序良俗に反しないものであること。</li> <li>2 幼児教育、学校教育、特別支援教育、生涯学習、文化財、スポーツ健康教育、人権教育等、市教育委員会の所掌事項と関連するもので、高い公益性を有すると認められるものであること。</li> <li>3 政治的、宗教的又は商業的活動に関する宣伝、勧誘等を意図とするものでないこと。</li> <li>4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと。</li> <li>5 事業内容及び規模からみて、営利を目的とするものでないと客観的に判断されるものであること。</li> <li>6 市教育委員会が負担する責任の範囲が明確になっているものであること。</li> </ol>

備考

- 1 主催者については、主催者についての承認基準1から3までのいずれかに該当するものでなければならない。
- 2 事業内容については、事業内容についての承認基準の1から5までのすべての項目に該当しなければならない。

別表第2（第4条関係）

後援事業の承認基準

主催者についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びにその連合体</li> <li>2 新聞社、放送局等報道機関</li> <li>3 公益法人その他教育、芸術、文化又はスポーツの向上普及に寄与する事業を行う団体（宗教団体又は政治団体を除く。）で、活動内容が明確な団体</li> </ol>
事業内容についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公序良俗に反しないものであること。</li> <li>2 幼児教育、学校教育、特別支援教育、生涯学習、文化財、スポーツ健康教育、人権教育等、市教育委員会の所掌事項と関連するもので、高い公益性を有すると認められるものであること。</li> <li>3 政治的、宗教的又は商業的活動に関する宣伝、勧誘等を意図とするものでないこと。</li> <li>4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと。</li> <li>5 事業内容及び規模からみて、営利を目的とするものでないと客観的に判断されるものであること。</li> </ol>

備考

- 1 主催者については、主催者についての承認基準1から3までのいずれかに該当するものでなければならない。
- 2 事業内容については、事業内容についての承認基準の1から5までのすべての項目に該当しなければならない。